

大和市教育委員会 5 月定例会

日 時 平成 25 年 5 月 24 日

午後 1 時 30 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 20 号) 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則
の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 21 号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

日程第 3 (議案第 22 号) 大和市社会教育委員の委嘱について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 20 号

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部
を改正する規則について

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する
規則について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 5 月 24 日提出

大和市教育局委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和45年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第4条教育部教育総務課中第20号を削り、第21号から第35号までを1号ずつ繰り上げ、第36号を削り、第37号中「第30号から第32号及び第36号」を「第29号から第31号まで」に改め、同号を同課第35号とし、同部学校教育課第2号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 昭和40年5月1日教委規則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項、大和市教育研究所設置条例(昭和41年大和市条例第15号。以下「研究所条例」という。)第3条、大和市青少年相談室設置条例(昭和44年大和市条例第10号。以下「青少年相談室条例」という。)第3条及び大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和48年大和市条例第15号。以下「共同調理場条例」という。)第6条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき補助執行する事務及び職員のの服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 (1)～(19) 略</p>	<p>○大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則 昭和40年5月1日教委規則第2号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条第2項、大和市教育研究所設置条例(昭和41年大和市条例第15号。以下「研究所条例」という。)第3条、大和市青少年相談室設置条例(昭和44年大和市条例第10号。以下「青少年相談室条例」という。)第3条及び大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和48年大和市条例第15号。以下「共同調理場条例」という。)第6条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法第180条の2の規定に基づき補助執行する事務及び職員のの服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(部、課及び室の事務分掌)</p> <p>第4条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 (1)～(19) 略</p>

改正案	現行
<p>(削除)</p> <p>(20) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(21) 学校施設の整備に係る調査及び企画に関すること。</p> <p>(22) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(23) 学校施設の営繕に関すること。</p> <p>(24) 学校施設の工事の監督（他に委託するものを除く。）に関する こと。</p> <p>(25) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(26) 学校管理物品の整備に関すること。</p> <p>(27) 学校施設の使用申請等に関すること。</p> <p>(28) 大和市土地開発公社との連絡に関すること。</p> <p>(29) 教育部の所掌に係る国及び県の補助金、委託金及び負担金の申 請、調査、請求及び報告に関すること。</p> <p>(30) 教育部の所掌に係る次に掲げる徴収金の調定及び徴収に関す ること。</p> <p>ア 学校その他教育施設の使用料</p> <p>イ その他の事務に係る徴収金</p> <p>(31) 教育機関（教育部が所掌するものに限る。）に係る次に掲げる 契約を結ぶこと。</p> <p>ア 教育財産の貸借契約</p> <p>イ 大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）第6条 第3項に掲げる物品の供給契約</p> <p>ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約</p>	<p>(20) <u>財団法人大和市学校建設公社（昭和48年1月31日に財団法人 大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。）と の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(21) 教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(22) 学校施設の整備に係る調査及び企画に関すること。</p> <p>(23) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>(24) 学校施設の営繕に関すること。</p> <p>(25) 学校施設の工事の監督（他に委託するものを除く。）に関する こと。</p> <p>(26) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(27) 学校管理物品の整備に関すること。</p> <p>(28) 学校施設の使用申請等に関すること。</p> <p>(29) 大和市土地開発公社との連絡に関すること。</p> <p>(30) 教育部の所掌に係る国及び県の補助金、委託金及び負担金の申 請、調査、請求及び報告に関すること。</p> <p>(31) 教育部の所掌に係る次に掲げる徴収金の調定及び徴収に関す ること。</p> <p>ア 学校その他教育施設の使用料</p> <p>イ その他の事務に係る徴収金</p> <p>(32) 教育機関（教育部が所掌するものに限る。）に係る次に掲げる 契約を結ぶこと。</p> <p>ア 教育財産の貸借契約</p> <p>イ 大和市物品取扱規則（昭和41年大和市規則第34号）第6条 第3項に掲げる物品の供給契約</p> <p>ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約</p>

改正案	現行
<p>(設計金額が500,000円以下のものに限る。)</p> <p>工 学校に係る教育研究及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約</p> <p>オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約(設計金額が400,000円以下のものに限る。)</p> <p>カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約(設計金額が1,300,000円以下のものに限る。)</p> <p>(32) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る物品の売却 その他の処分に関すること。</p> <p>(33) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る寄附金等の受入れに関すること。</p> <p>(34) 教育部の所掌に係る議案(予算を除く。)の作成及び議案につき、市議会において説明すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(35) 第29号から第31号までに掲げるもののほか、教育部の所掌に係る予算についての支出負担行為、支出命令その他予算執行に関すること。</p> <p>学校教育課 (1) 略 (2) 教職員の人事評価に関すること。 (3)~(12) 略 保健給食課・指導室 略</p>	<p>(設計金額が500,000円以下のものに限る。)</p> <p>工 学校に係る教育研究及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約</p> <p>オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約(設計金額が400,000円以下のものに限る。)</p> <p>カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約(設計金額が1,300,000円以下のものに限る。)</p> <p>(33) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る物品の売却 その他の処分に関すること。</p> <p>(34) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る寄附金等の受入れに関すること。</p> <p>(35) 教育部の所掌に係る議案(予算を除く。)の作成及び議案につき、市議会において説明すること。</p> <p>(36) 学校建設予定敷地の造成等に係る工事について、財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)への委託に関すること。</p> <p>(37) 第30号から第32号及び第36号に掲げるもののほか、教育部の所掌に係る予算についての支出負担行為、支出命令その他予算執行に関すること。</p> <p>学校教育課 (1) 略 (2) 教職員の勤務評定に関すること。 (3)~(12) 略 保健給食課・指導室 略</p>

改正案	現行
<p>第5条～第10条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成25年6月1日から施行する。</u></p>	<p>第5条～第10条 略</p>

議案第 21 号

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について

大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 5 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第 22 号

大和市社会教育委員の委嘱について

大和市社会教育委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 25 年 5 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正